

令和6年1月

登記所備付地図作成作業のお知らせ

松山地方法務局

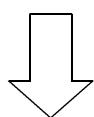
法務局では、皆様の貴重な財産である土地の位置、面積等を正確に把握し、境界等に関するトラブルを未然に防止するとともに、効率的な土地利用を図るため、松山市素鷺地区（立花一丁目～六丁目、拓川町）において、令和5年度から「登記所備付地図作成作業」に着手します。

本作業中は、作業員が地区内で測量作業等を行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。

登記所備付地図ができるまで

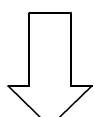
＜令和5年度＞

①基準点設置・測量



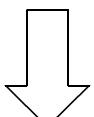
(R5. 10～R6. 2)

②土地所有者への説明会



(R6. 2)

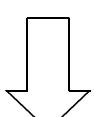
③官民境界の確認作業



(R6. 2)

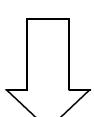
＜令和6年度＞

④一筆地調査



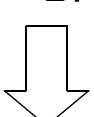
(R6. 4～R6. 8)

⑤一筆地測量



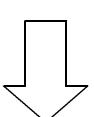
(R6. 4～R6. 9)

⑥面積計算・地図作成



(R6. 10～R6. 11)

⑦縦覧・異議申立て



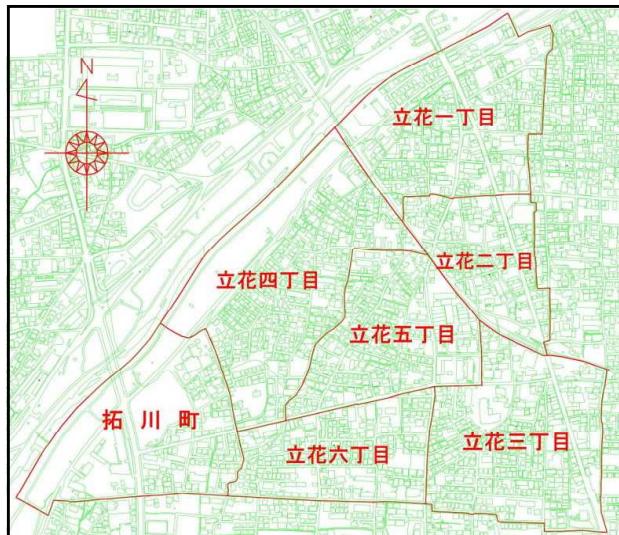
(R6. 12)

⑧登記・地図、地積測量図の備付け

(R7. 3)

※時期については現時点での予定です。

作業実施地区（赤枠の範囲内）



（国土地理院の基盤地図情報を加工して作成）

◆本作業に関するお問合せ・連絡先

〒790-8505

松山市宮田町188番地6

松山地方法務局 不動産登記部門

（地図整備・筆界特定室）

TEL 089-932-0888 (代)

(内線 364)

1 土地所有者及び居住者の皆様方へのお願い

松山地方法務局では、令和5年度・6年度の事業として、**松山市素鷺地区**（立花一丁目～六丁目、拓川町）において、登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を新たに作成します。

つきましては、その趣旨を御理解いただき、作業に対する皆様方の御協力をお願いいたします。

2 登記所備付地図とは

国民の大切な財産である土地は、一筆（一区画）ごとにその所在、地番、地目、地積、所有者等を登記することにより、財産の保全と取引の安全が図られています。

しかし、登記記録だけでは、その土地がどこにあるかは分かりません。

そこで、登記所（法務局）には、その土地の正確な位置と境界を明確に示し、現地を復元できる地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を備え付けるものとされています。

3 地図を作成する理由は

現在、法務局に備え付けられている地図に準ずる図面（公図）の多くは、明治初期に作成された図面で、その中には宅地開発等により、公図と現況とが大きく異なっている地域があります。また、公図自体が備え付けられていない地域もあります。

そのため、当該地域の不動産取引や公共事業の実施等に問題が生じており、このような現状を是正するため、早急に地図を作成する必要があります。

そこで、法務局では、都市部において、公図と現況とが大きく異なっている地域について、順次、不動産登記法第14条第1項に定める地図の作成作業を実施しています。

4 地図作成の効果

法務局の地図作成作業によって作成された地図は、「不動産登記法第14条第1項地図」として法務局に備え付けられるとともに、この作業による成果として、正しい地積等を登記官が職権で登記情報に記録することから、不動産取引や公共事業が円滑に実施できることになります。

また、この地図は、国家基準点に基づいた測量により作成され、土地の位置、区画を特定することができるため、境界に関する争いを未然に防ぐことができます。

そして、仮に境界標識が亡失したり、災害等で土地の筆界が分からなくなっていても、地図に基づいて筆界点の位置を復元することができます。

5 作業期間等

作業期間 令和5年10月から令和7年3月まで

計画機関 松山地方法務局

作業機関 あおぞら土地家屋調査士法人

6 皆様方にお願いすること

測量などのために、皆様方の所有地へ立ち入ることがありますので、御了承ください。

また、一筆地調査の際は、境界を確認するため、立会をお願いします。

7 測量の費用等

基準点設置及び一筆地等の測量に必要な経費の個人負担はありません。

ただし、境界確認の時に立ち会っていただくための交通費などの経費は、個人負担となります。

(注意) 隣接地との境界が確認できなかった場合には、「**筆界未定地**」となり、地図に隣接地との境界線が記入されません。後日、境界が確認された場合は、各所有者の費用負担により、地図訂正、地積更正等の登記手続が必要となります。

ご不明な点があれば担当係にお問い合わせください。